○農林水産省告示第二千三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡昭和村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡昭和村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、昭和村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

昭和村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、昭和村（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡昭和村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、昭和村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市横沢字欠ノ上四二の三から四二の五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三九の一、四一の三、乙津字足瀬二・字下落合四五・五九・六〇・字下加茂七三・七四・七六の一・字中山八八六から八八九まで・養沢字宝沢四四五（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、町田市下小山田町字龍沢一〇七六の三、一〇七六の四、一〇九六の二、八王子市上柚木字六号五一九の二、長沼町五四五、五四七の三から五四七の一〇まで、五四七の四五から五四七の五二まで、五四七の六九、五五〇、五五一、青梅市成木三丁目一六九〇・沢井一丁目二五〇の一・二五〇のロ・梅郷一丁目一八七七の二・和田町二丁目五九七の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、成木八丁目四五四の四、柚木町三丁目八四三の一・一〇三六の二・一〇四〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八四五の一、西多摩郡日の出町大字平井字谷ノ入三九〇七の一・三九〇七の二・三九〇八の一・三九〇八の二・三九〇九から三九一一まで・三九一八・三九一九・三九四八の一・三九四九の一・三九六七の一・三九六七の二・三九六八（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、氷川字長畑七八四の六・七八五の一・七八六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六八一の一から六八一の三まで、六八一の五、六八一の七、七八四の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町境字水根一一八の一・一一九のイ・一一二四・字さかい三一三の二・三一三の四・三二四の一・三二九の一・氷川字長澤六四五・字一原九七一・九七六・白丸字むかい三六〇の一・三六一の一・三六九・三七〇・丹三郎字峯沢二〇七・二一一・二一二・字大平九九・一〇四（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、字栃寄五七七の一・五八八のイ・五九〇の三・六六二のイ（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五八六、五八七のイ、六六一のロ、字大むかい一二九の一（次の図に示す部分に限る。）、一二九の二、日原字小菅二八一の一、二八二の一、字大澤二四五、大丹波字八桑九二五・九二六・九二九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八八〇、九二七、九二八、川井字丹縄三八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十八年十一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県伊万里市大川町東田代字神林一三九二の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）